

宮城県知事記者会見（平成 23 年 4 月 25 日）

【質問】震災後の宮城県の建築制限について

今後の建築制限のあり方について、震災後の基準について岩手県と若干の相違があるという話もあるが、宮城県として建築制限をどのように進めていくつもりか伺う。

【村井知事】

今日（25 日）、一部新聞にも載っておりました。これは誤解があってははいけませんので、しっかりと分かりやすく説明したいと思います。

宮城県は、建築基準法の 84 条というもので建築制限をかけております。**岩手県は建築基準法の 39 条**というものを適用しようと考えているということでございます。宮城県の場合は、被災したすべての地域に網をかけているわけではありません。

被害を受けた地域の中の一部のエリア、例えば気仙沼の一部、南三陸そして女川につきましては被害が甚大でしたので、ほとんどのエリア、東松島も一部、名取は閑上地区だけということで、今回津波の浸水被害を受けたエリアのうち地域を限定して網をかけているということでございます。その網をかけまして、土地区画整理事業によってまちづくりを進めていこうと考えております。従って、そのまちづくりの計画ができるまで、工場も、住宅も含めて、網をかけたエリアだけは皆さん、建物を建てるのは我慢してくださいということでございます。

建築基準法の 84 条というのは、まずは 1 カ月以内にその網をかけなさいとなっております。そして、その 1 カ月以内にまちづくりの計画も考えなさいと（いうことでございます）。それがどうしても無理ならば、もう 1 カ月だけ延長してもいいですよとなっております。しかし、今回の場合は非常に面積も広いということもありまして、宮城県はその 2 カ月という期間をさらに 6 カ月延ばし、合わせて 8 カ月にしてくださいと言っているということでございます。この 8 カ月の間に、土地区画整理事業等でまちづくりができるような計画を市や町と協議して作っていくということになります。そうしますと、普通の土地区画整理事業と同じように、住宅地、商業地、工業用地ということで色分けができますので、商業地あるいは工業用地となったところには家が建てられなくなるという形になってくるということでございます。当然、造成等もしていくということになります。

建築基準法は、どうやってその網をかけていったかということでございますが、これは市町村と協議をしていかなければなりません。従って、県は発災後約 1 カ月をかけまして、市町村と協議をして、そのエリアを決めていったということでございます。従って、県が勝手に網をかけていったということではなくて、市町村と協議をして進めていきました。中には、県が網をかけましょうかといひましても、「いや、うちは結構です」といったような町もありました。従って、時間がかかるということでございまして、全部網がかかってオーケーとなったのが 4 月 8 日、4 月 11 日で丸 1 カ月でございましたので、ほぼ 1 カ月近く時間がかかって網をかけ終えたということでございます。そして、1 カ月間さらに延長していただいて、5 月 11 日がそのリミットとなっているので、**その（5 月）11 日までにさらに 6 カ月延ばしていただけるような法律の改正を今、国に求めているということでございます。**

一方、岩手県の場合は、法律（建築基準法）の 39 条で危険地域を定めましょうと（いうこととでございます）。そこには家を建てられないようにしましょうということとでございます。では宮城県は、（建築基準法）39 条は一切適用するつもりはないのかというと、決してそうではありません。実際、地震津波が起こる前から、3 月 11 日より前からこの建築基準法の 39 条を適用して、仙台市あるいは南三陸町、丸森町等でこの法律を適用し、災害危険区域というものを定めておりました。一部地域に定めております。従って、今回も決して 39 条を適用しないということではございませんので、市町村が自主的にここは今回の地震津波で大きな被害があつて危ないということであるならば、ぜひともこの 39 条を適用し、災害危険区域を適用していただきたいと思っております、そういったものについてアドバイスもやることはいとわないと考えているということとでございます。

従って、（建築基準法）39 条と 84 条は法律の趣旨が違いますので、宮城県は 39 条というものも考えながら、なお 84 条というものを適用し、具体的なまちづくりを進めていこうと考えているということとでございます。

なお、岩手県さんが言っている法律（建築基準法）の 39 条では、制限の対象となる建物ですが、住宅については建築を制限または禁止することができますが、業務用の建築物については建築を制限できるというようになっております。ただ、業務用の建物、工場、店といったものについては、禁止はできないという法律でございます。

引用：宮城県/知事記者会見/宮城県知事記者会見（平成 23 年 4 月 25 日）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/chiji-kaiken/k230425.html>